

## 平成 2 2 年度第 3 回

### 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会次第

日時：平成 23 年 1 月 31 日（月）午後 1 時から

場所：佐倉市役所 社会福祉センター 地下 1 階研修室

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 報告事項 平成 2 2 年度佐倉市地域包括支援センター評価委員会評価  
について

4 . 議 事 平成 2 3 年度佐倉市地域包括支援センター委託事業者  
について  
高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出について

5 . その他

6 . 閉 会

## 平成22年度佐倉市地域包括支援センター評価資料

1. 平成22年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価について
2. 評価手順
3. 佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱
4. 平成22年度佐倉市地域包括支援センター評価総括表

## 1. 平成22年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価について

### 1. 目的

- (1) 次年度の委託契約更新に係る判断資料とするため。
- (2) 評価結果を公表し、市民に安心してご利用いただくため。
- (3) センターに評価結果を送付し、事業の改善、的確なセンター運営に役立ててもらうため。

### 2. 運営評価委員構成メンバー

#### (1) 8人

委員長：福祉部長

副委員長：高齢者福祉課長

委員：社会福祉課長、介護保険課長、障害福祉課長、高齢者福祉課包括支援班長

有識者2名 内田勝也氏（認知症の人と家族の会千葉県支部世話人）

小林眞智子氏（南部地区民生委員・児童委員会会長）

事務局：高齢者福祉課包括支援班

### 3. 運営評価の日程

- |        |   |
|--------|---|
| 12月20日 | 地域包括支援センター自己評価等提出締め切り                       |
| 12月27日 | 評価関係資料を評価委員に配布                              |
| 12月28日 | 午前中 実地確認 ※今年度より委員となった方が対象                   |
| 1月7日   | 地域包括支援センター評価委員会開催                           |
| 1月14日  | 評価結果を地域包括支援センター委託先法人に通知                     |
| 1月31日  | 評価結果を地域包括支援センター運営協議会に報告、評価、継続の協議            |
| 2月15日  | 委託先法人代表者会議<br>地域包括支援センター運営協議会の協議結果を委託先法人に報告 |

### 4. 評価事項

- (1) 業務全般の運営体制及び管理
- (2) 包括的支援事業
- (3) 介護予防事業・任意事業
- (4) その他評価に関し必要な事項

### 5. 評価方法

#### (1) 委員の業務

- ①各評価委員は、12月27日配布の評価関係資料及び12月28日の実地確認をもとに別添評価シートに仮評価を行う。
- ②1月7日評価委員会時、運営法人からのヒアリングにおいて、最終的な評価を行う。

#### (2) 事務局（高齢者福祉課）の業務

- ①各委員の評価シートを回収し、各センターの総合得点を集計する
- ②評価結果を受託法人に通知する

## 1. 平成22年度佐倉市地域包括支援センター運営に関する評価について

### (3) 評価結果について

- ① 評価の結果が次のいずれかに該当するときは、当該法人に改善計画書の提出を求めるものとする。
- (ア) 評価基準に係る合計点が満点の60%に満たないとき
  - (イ) 評価シートの各大項目の小計が大項目における総合点満点の50%に満たないとき
- なお、提出された計画書を慎重に審査し、その結果、確実に早期の改善が見込まれる場合を除き、次年度の契約更新予定者から除外するものとする。
- ② ①(ア)(イ)を満たした場合には、次年度契約予定者とします。

## 6. 評価関係資料

### (1) 包括支援センターからの報告資料

- ① 自己評価表
- ② 平成22年度収支予算及び平成22年度の支出状況  
平成21年度収支報告
- ③ 職員研修参加状況(様式1に参加確認ができる資料を添付)
- ④ (様式2) 地域ネットワーク業務実績(日常生活圏域内他機関連携会議等)
- ⑤ (様式3) 地域ネットワーク業務実績(個別ケース担当者会議)
- ⑥ 苦情処理簿(様式5)  
※①～⑥の資料につきましては、22年度11月末までの状況
- ⑦ 平成22年度地域ケアネットワークづくり企画書
- ⑧ 平成22年度地域ケアネットワーク事業計画書(11月までの実績入り)
- ⑨ 平成21年度地域ケアネットワーク事業報告書
- ⑩ 予防給付ケアプラン一式(センター職員が立案したプランから一事例)
- ⑪ 特定高齢者ケアプラン一式(センター職員が立案したプランから一事例)  
※⑩・⑪のプランは22年度に立案したプランから
- ⑫ 地域資源情報をまとめた資料
- ⑬ 地域包括支援センターPR用パンフレット(作成しているセンター)
- ⑭ 危機管理マニュアル(作成しているセンター)
- ⑮ 評価基準11の対応事例(1～2例)
- ⑯ 評価基準31の具体的事例(1～2例)
- ⑰ 評価基準32にあるケアマネジメント全般に渡る資質向上への指針  
(作成しているセンター)

### (2) 事務局で作成する資料

- ① 履歴書及び配置者(異動)一覧
- ② 各事業の実績
- ③ 事務所及び周辺写真
- ④ 来所者アンケート集計結果
- ⑤ 介護予防プラン委託の構成割合
- ⑥ 配食サービス調査書(写)
- ⑦ 住宅改修理由書(写)
- ⑧ 住宅改修利用者状況

## 2. 評価手順

### I 評価の進め方

- ①自己評価表、実地確認、資料を参考に仮評価を行います。この際は、鉛筆での記入をお願いします。
- ②評価委員会のヒアリング後、その場にて最終評価を行います。この際は、ボールペンでの記入をお願いします。
- ③評価委員会終了後に評価表を回収させていただき、事務局で集計。結果については後日ご報告いたします。

### II 配布資料説明

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①評価表</li> <li>②自己評価表</li> <li>③下記関係資料</li> </ul> | } | 地域包括支援センター毎（名称部分を色分けしてしています）に評価表、自己評価表資料をセットにクリアファイルに閉じています。 |
|---|---|--|

4-1 1月までの状況を地域包括支援センターごとにファイリングしました。

帳票名	関連評価項目	備考	
ア 職員配置者一覧・専門三職種経歴書	1		
イ 勤務状況	2	地域支援事業を本来業務とし、指定介護予防業務（プラン作成）に特化しないよう、指示しています。	
ウ 現場写真	3.4.10	評価していただきたい点について、メモをいれています。	
エ 来所者アンケート	3.4	センターに来所された方々の状況とセンターの印象です。	
オ PR用パンフレット	5	添付されていないセンターは、作成していないことを意味します。	
カ 様式1（職員研修参加状況）	6	研修内容がわかる書類を添付しています。	
キ 収支状況	7.8	今年度予算額と4-10or11月期の支出状況の集計です。	
ク 介護予防（要支援1・2）ケアプラン委託先状況	9.18	ケアプランの委託先割合。特定事業所への偏りの有無を確認ください。	
ケ 住宅改修業者 利用状況	9.18	特定事業所への偏りの有無を確認ください。	
コ 休日夜間等緊急時相談事例	11		
サ 対応時間別相談件数	11	通常業務時間内と時間外の対応状況です。	
シ 危機管理マニュアル	12	添付されていないセンターは、作成していないことを意味します。	
ス 苦情処理簿	12	センターが直接受けた苦情内容とその対応内容です。	
セ 特定高齢者ケアプラン一式	13.14	未記入項目、気づいた点を付箋に記入し貼付しました。	
ソ 包括的継続的支援事業集計	13.14	特定高齢者（ハイリスク）把握状況とプラン作成状況です。	
タ 介護予防（要支援1・2）プラン一式	15.16	未記入項目、気づいた点を付箋に記入し貼付しました。	
チ 介護予防普及啓発活動状況	17	地域のグループを対象にセンターが独自に行った介護予防活動です。	
ツ 地域資源情報をまとめた資料	19.22	介護保険外サービス等、地域資源をまとめたものです。	
テ 相談実績（相談者別、内容別）	19	どのような方からの相談が多いのかを表しています。	
ト 月別実態把握件数	20	地域に出向いて、要支援高齢者を把握している状況です。	
ナ 様式2（日常生活圏域内他機関連携会議等）	21.28.43	ネットワーク構築に向け、関係機関と行った会議の状況です。	
ニ 評価項目22.に関連する包括支援班評価	22		
ヌ 評価項目23.に関連する包括支援班評価	23		
ネ 虐待受付簿	25	高齢者虐待の対応状況をセンター別にまとめたものです。	
ノ 評価項目25.に関連する包括支援班評価	25		
ハ 様式3（個別ケース担当者会議）	26.31	個別ケース支援を目的とした担当者会議の開催状況です。	
ヒ	平成21年度地域ケアネットワーク事業報告書	27.28	昨年度ネットワーク企画書をもとに、事業を実施したものです。
	平成22年度地域ケアネットワークづくり企画書	27.28	ネットワーク構築を目的とした企画書です。
	平成22年度地域ケアネットワーク事業計画書	27.28	ネットワーク企画書をもとに、今年度事業を計画したものです。
フ 評価項目31.に係るケアマネ支援経過	31		
ヘ ケアマネジメント支援状況	31.32	ケアマネジャーを直接・間接支援した状況と満足度を示したものです。	
ホ ケアマネジメント支援資質向上指針	32	各包括支援センターで作成しているケアマネジメント指針です。	
マ 介護予防教室実施報告書・アンケート集計	33.34.35	市からの委託で実施した介護予防教室の開催状況です。	
ミ 介護者教室・介護者のつどい実施報告書・アンケート集計	36.37.38	「介護者教室」と「介護者のつどい」の開催状況です。	
ム 配食サービス調査書（写）	39		
メ 住宅改修理由書（写）	40	気づいた点を付箋に記入し、貼付しました。	

## 佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が地域包括支援センター事業を市内高齢者日常生活圏域ごとに法人に委託して実施するに当たり、その運営状況を公平かつ適正に評価するため、佐倉市地域包括支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センター事業の運営状況について評価すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は福祉部長を、副委員長は高齢者福祉課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、社会福祉課長、介護保険課長、障害福祉課長及び高齢者福祉課担当班長の職にある者をもって充てるほか、有識者のうちから2人を市長が委嘱する。

- 2 前項の委員に事故がある場合は、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができる。

(評価事項)

第8条 第2条第1号の規定による評価は、別表に定める佐倉市地域包括支援センター評価基準（以下「評価基準」という。）により、次に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 業務全般の運営体制及び管理
- (2) 包括的支援事業

- (3) 介護予防事業・任意事業
- (4) その他評価に関し必要な事項  
(評価の方法)

第9条 委員会は、評価に当たり、地域包括支援センターの現状を把握するため現地にて実地確認を行うとともに、評価の会議において、実績報告、自己評価及び実地調査の状況に基づき運営法人からヒアリングを行うものとする。

- 2 各委員は、提出された事業の実績報告、自己評価の内容等について、評価基準に基づき、運営法人ごとに評価点を算出するものとする。
- 3 評価は、前項の規定により算出された委員の評価点の合計をもって、総合点を算出するものとし、これにより次年度の事業委託継続の適否について判断するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、当該法人に改善方針の提出を求めるものとする。

(1) 評価基準に係る合計点が満点の60パーセントに満たないとき。

(2) 各大項目の小計が大項目における満点の50パーセントに満たないとき。

- 4 委員会は、運営法人から前項の改善方針が提出された場合は、当該運営法人における早期の改善見込みについて評価し、確実に早期の改善が見込まれる場合を除き、次年度の委託契約更新予定者から除外するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後において、最初に委員長、副委員長及び委員となった者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月31日決裁21佐高第747号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

佐倉市地域包括支援センター評価基準

地域包括支援センター

	大項目	中項目	小項目	評価内容(個別業務指針)	個別業務指針(個別業務評価内容)	評点				
一 共通業務	I. 運営体制	1. 人員体制 2. 施設・設備 3. 制度理解・資質向上	①. 専門職の基準配置 ②. 職員の労務管理 ③. 施設・設備の適正整備 ④. 制度理解・資質向上	i. 専門職の適正配置状況 ii. 職員の労務管理状況 iii. 施設整備の状況・設備整備の状況 iv. 制度理解・資質向上への取組み	1 資格、職歴、経験等を考慮し、高度な専門知識と十分な経験を積んだ専門三職種を配置している。	1	2	3	4	5 × 1
					2 業務量に対応した適切な職員数を配し、フレックスタイム制等の勤務体制を活用して適正な労務管理を行っている。	1	2	3	4	5 × 1
					3 施設は法人本体施設等と分離し、地域の利便良い場所に設置され、わかりやすく安全な環境にある。	1	2	3	4	5 × 1
					4 プライバシーが保たれさまざまな地域情報がわかりやすく配架されて、利用者が相談しやすい事務所になっている。	1	2	3	4	5 × 1
					5 関係法令や要綱、基準等介護保険制度、市のマニュアル等センター運営方針を職員が十分に理解し職務に当たると共に、地域への周知に努めている。	1	2	3	4	5 × 1
					6 職場内研修、外部研修や自主的な研修等を通じて専門職としての資質向上への取り組みを積極的に進めている。	1	2	3	4	5 × 1
	小計					30				
	II. 業務管理	1. 事業計画・報告 2. 情報管理 3. リスク管理	①. 事業計画・報告 ②. 情報管理 ③. リスク管理	i. 事業計画策定と計画的効率的な事業運営、事業報告及び財務会計管理 ii. 業務の自己点検・自己評価 iii. 個人情報及び実績管理 iv. 緊急対応体制 v. 苦情対応	7 年間事業計画と予算に沿った運営を行い、事業報告や決算等会計処理が適切に管理されている。	1	2	3	4	5 × 1
					8 計画性が高く効率的な業務運営により、センター事業が良好な会計収支を保てるように努めている。	1	2	3	4	5 × 1
					9 業務全般に渡って常に公平・中立な立場で運営に当たっているかなど、定期的・自主的評価を行い、課題や改善点など見直しの視点を持っている。	1	2	3	4	5 × 1
					10 ケースファイル等の個人情報や実績データなどセンターが所管する情報を的確に管理している。	1	2	3	4	5 × 1
					11 休日夜間等緊急時の相談受付体制が整備され、迅速適切な対応が実施されている。	1	2	3	4	5 × 1
12 利用者や家族などからの苦情に迅速的確に対応し、経過等を記録すると共に必要に応じて市に報告している。					1	2	3	4	5 × 1	
小計					30					
二 包括的支援事業	III. 介護予防ケアマネジメント	1. 特定高齢者介護予防ケアマネジメント 2. 要支援者介護予防ケアマネジメント	①. 相談や地域活動から把握、市等関係機関との連携による把握 ②. 利用者のアセスメント、目標型プラン提案、評価、見直し ③. 地域の自主的な活動への援助 ④. ケアマネジメントの中立性	i. 相談や地域活動から把握、市等関係機関との連携による把握 ii. 利用者のアセスメント、目標型プランの提案、評価、見直し iii. 地域の自主的な活動への援助 iv. 公平中立なケアマネジメント支援の推進	13 利用者、家族の地市や関係機関等複数の把握経路から適切に要支援者や特定高齢者の情報把握に努めている。	1	2	3	4	5 × 3
					14 一人暮らし、認知症や閉じこもりなど利用者の状況に応じたアプローチ、チーム連携、地域連携が実施されている。	1	2	3	4	5 × 3
					15 利用者についての的確なアセスメントに基づく具体的な目標が設定され、効果的な支援体制によるプランが提案されている。	1	2	3	4	5 × 3
					16 定期的にモニタリングを行うとともに、目標の達成度について評価・見直しを行い、次の目標設定に繋げている。	1	2	3	4	5 × 3
					17 地域の自主的な介護予防への取り組み活動を援助している。	1	2	3	4	5 × 3
					18 予防給付ケアプランの再委託を行う事業所やサービス事業所の選定は常に公平中立に行っている。	1	2	3	4	5 × 3
	小計					90				
	IV. 総合相談	1. 相談体制の確立 2. 要援助者の把握 3. チームアプローチ支援	①. 相談支援ネットワークの構築 ②. 要援助者の実態把握 ③. 関係機関との連携 ④. チームアプローチによる支援対応	i. 相談支援ネットワークの構築 ii. 訪問活動等による能動的実態把握 iii. 関係機関との連携強化 iv. 適時報告と地域への周知 v. 情報共有とチームアプローチによる支援対応	19 要援助者、家族、地域関係者からの相談に、迅速かつ真摯に対応するとともに、地域資源等の実態把握に努めている。	1	2	3	4	5 × 2
					20 地域訪問活動等能動的支援により、隠れた要援助者の地域的把握に努めている。	1	2	3	4	5 × 2
					21 保健・医療・介護の専門機関、民生委員、町内会等地域と連携した総合的継続的相談支援体制の構築を進めている。	1	2	3	4	5 × 2
					22 市関係課等に適時報告するとともに、保険対象外などのさまざまなサービス情報をわかりやすく提供している。	1	2	3	4	5 × 2
					23 ケア会議等情報の共有化によるチーム対応を推進すると共に支援方針にリーダーシップが発揮されている。	1	2	3	4	5 × 2
小計					50					
V. 権利擁護	1. 成年後見制度活用支援 2. 老人福祉法措置 3. 高齢者虐待 4. 困難事例対応 5. 消費者被害	①. 成年後見制度活用支援 ②. 老人福祉法措置支援 ③. 高齢者虐待への対応 ④. 困難事例への対応 ⑤. 消費者被害への対応	i. 緊急性の判断 ii. 適切な支援を計画 iii. 適切な支援へのつなぎ iv. 関係機関との連携 v. 複録での対応・役割分担 vi. 記録と報告 vii. モニタリング viii. 再発の防止 ix. 周知のための広報	24 成年後見制度や地域権利擁護事業を理解し、地域広報活動や適切なサービス機関に繋げる支援を行っている。	1	2	3	4	5 × 2	
				25 高齢者虐待について地域把握に努めるとともに、市のマニュアルを遵守した予防や早期発見の啓発、迅速な事実確認、報告、措置や緊急的サービス利用に繋げる支援を行っている。	1	2	3	4	5 × 2	
				26 困難事例や消費者被害に対して、適時ケースカンファレンスや情報の共有化、支援ネットワークの形成を図っている。	1	2	3	4	5 × 2	
小計					30					

	大項目	中項目	小項目	評価内容(個別業務指針)	個別業務指針(個別業務評価内容)					評点				
					1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
二 包 括 的 支 援 事 業	VI. 包括的・継続的ケアマネジメント支援	1. 地域支援体制の構築 2. 介護支援専門員個別支援	①. 地域支援体制の構築 ②. 介護支援専門員個別支援	i. 個別ケース支援のネットワークに終始せず、地域課題解決へ結び付ける ii. 困難ケースや中立公平な立場からの悩みなどを受けとめ、介護支援専門員の気づき、対応策までの相談・支援(スーパービジョン)を提供する iii. ケースを個別の問題に終わらせず、介護支援専門員全体の課題へと展開する	27	地区踏査、統計データなどさまざまな情報をもとに、地域の高齢者に関する課題を把握し、課題解決に必要なネットワークについて具体化のうえ整理している。	1	2	3	4	5	×1		
					28	地域ケアネットワーク構築への社会資源の発掘、開発に向けて地域の方々や関係機関に接し、信頼関係の構築に努めている。	1	2	3	4	5	×1		
					29	地域ケア推進のための連携会議等を定期的に開催している。	1	2	3	4	5	×1		
					30	介護支援専門員のネットワークづくり、資質向上への研修などを支援している。	1	2	3	4	5	×1		
					31	相談者への傾聴、同行訪問等により介護支援専門員の気づきや課題把握を通じて同様の課題が発生した時自らの力で対応ができるよう援助指導している。	1	2	3	4	5	×1		
					32	相談内容などの情報を統計的に整理分析して、介護支援専門員共通の課題把握に努め、他地域のセンターや市と連携しながらケアマネジメント全般に渡る資質向上への指針づくりを進めている。	1	2	3	4	5	×1		
					小計					30				
共通業務・包括的支援事業計					260									
三 介 護 予 防 事 業 ・ 任 意 事 業	VII. 介護予防講座	1. 一般高齢者向け介護予防教室開催	①. 一般高齢者向け介護予防教室開催	i. 介護予防に関する知識の普及・啓発を図る ii. 自発的な介護予防活動の啓発、支援を行う	33	介護予防教室を、地域全体の介護予防向上のためのツールとして位置づけ、地域のサークルや自治会、福祉委員等と協力し、連携をとって実施できている。	1	2	3	4	5	×1		
					34	地域住民や参加者の課題・ニーズを把握し、それらの課題解決に向けた内容、会場の選定、周知方法などを考慮して実施できているかどうか、実施計画書により確認できる。	1	2	3	4	5	×1		
					35	参加者の自主グループ化やその支援などを視野に入れて実施できているかどうか、実施報告書により確認できる。	1	2	3	4	5	×1		
					小計					15				
	VIII. 介護者のつどい・介護者教室	1. 介護者のつどい開催 2. 介護者教室開催	①. 介護者のつどい開催 ②. 介護者教室開催	i. 高齢者を介護している家族に対し、介護から一時的に解放し心身の元気回復を図り、身体的・精神的な負担軽減を図る ii. 高齢者を介護している家族等に対し、介護に関する知識・技術を習得させる	36	介護者の介護に対する課題やニーズを把握し、介護負担を軽減するための内容を実施できた。	1	2	3	4	5	×1		
					37	内容に適した効果的な募集(周知)、利用しやすい会場の選定、開催時間の設定ができた。	1	2	3	4	5	×1		
					38	参加者に介護を継続する上での意識の変化が見られた。	1	2	3	4	5	×1		
	小計					15								
	IX. ふれあい配食サービス調査	1. ふれあい配食サービス調査	①. ふれあい配食サービス調査	i. 配食サービス調査書の作成	39	面接により作成した調査書から対象者の実態が把握できる。	1	2	3	4	5	×1		
					小計					5				
X. 住宅改修理由書作成支援	1. 住宅改修理由書作成支援	①. 住宅改修理由書作成支援	ii. 公平、中立な情報提供ができる。	40	施工事業者等の公正・中立な情報を提供し、訪問調査等によるアセスメントを経て、顕在的なニーズの他潜在的ニーズを把握して日常生活動作改善に役立つ改修プランを提供している。	1	2	3	4	5	×1			
				小計					5					
介護予防事業・任意事業計					40									
合 計 点					300									

※大項目(Ⅰ～Ⅹ)ごとの評価得点が50%以上、かつ合計点が60%以上であることを評価における合格の基準とします。

評価基準	
5	基準を大幅に上回って達成
4	基準を上回って達成
3	基準をほぼ達成
2	基準を下回っている
1	基準を大幅に下回っている

大項目	個別業務指針(個別業務評価内容)	評価基準関連項目	回答		回答
			はい	いいえ	
共通業務	1 相談援助業務の経験豊富な職員を配置している。もしくは、職場内でのOJT体制を確保し、実務経験の浅い職員へのフォローを行っていますか？	1	はい	いいえ	《実務経験年数》 ○社会福祉士 年 ○保健師 年 ○主任ケアマネ 年
	2 危機管理や個人情報の取り扱いなど、地域包括支援センターの運営上必要な専門的な研修に参加していますか？	6	はい	いいえ	様式1 に研修受講状況を記載《研修以外の取り組み》
	3 4～9月期での専門3職種交代がありましたか？	1	いいえ	はい	《交代職種》 ○社会福祉士 ○保健師 ○主任ケアマネ
	4 特定職員の時間外勤務が多くなるなど、過重労働にはなっていませんか？	2	いいえ	はい	《講じている予防策》
	5 看板・案内板の大きさ、設置場所など、相談者が迷わず来所できる工夫をしていますか？	3	はい	いいえ	《工夫していること》
	6 施設入口が開放的で、事務所内が明るく、来所しやすい雰囲気になっていますか？	3	はい	いいえ	《工夫していること》
	7 相談者のプライバシーに配慮した相談専用ブースを設けていますか？	4	はい	いいえ	《工夫していること》
	8 施設や設備のバリアフリー化について、十分な配慮がなされていますか？	4	はい	いいえ	《工夫していること》
	9 介護保険外のサービスやボランティア等、支援に有効と思われる地域情報を収集し、案内できる様にまとめ整理されていますか？	5,22	はい	いいえ	担当エリアの地域資源情報をまとめた資料を添付のこと
	10 職員全員が地域包括支援センター業務マニュアルを熟知し、マニュアルに沿った対応を行っていますか？	5,25	はい	いいえ	《工夫していること》
			／10	／10	
業務管理	11 年間事業計画と予算に沿った運営を行い、事業報告や会計処理が適切に行えていますか？	7	はい	いいえ	任意様式に予算及び8月までの支出状況を記載すること
	12 地域包括支援センター運営が良好な会計収支を保つことができるよう、努めていますか？	8	はい	いいえ	任意様式に予算及び8月までの支出状況を記載すること
	13 地域包括支援センターの認知度を高めるための周知活動を積極的に行っていますか？	5	はい	いいえ	使用している地域包括支援センターPR用パンフレットを添付のこと
	14 地域包括支援センター業務の中立性・公正性を保つための取り組みをしていますか？	9	はい	いいえ	《具体的な取り組み》
	15 常に情報を共有し、チームアプローチで支援が実施できる体制が整っていますか？	14,23,26	はい	いいえ	《工夫していること》
	16 個人情報や実績データなど、所管する情報が漏洩しないよう、取り扱いルールが守られていますか？また、守られていることを定期的に確認していますか？	10	はい	いいえ	《具体的な管理方法》
	17 介護予防支援の給付管理は、地域包括支援センターのPCから電送していますか？	10	はい	いいえ	《その他の方法》
	18 休日夜間等緊急時の相談受付体制が整備され、機能していますか？	11	はい	いいえ	①緊急用携帯電話 ②転送電話(転送先→ ) ③その他( )
	19 地域包括支援センター業務で想定されるさまざまな事故を想定し、危機管理マニュアルを整備していますか？	12	はい	いいえ	マニュアルが整備されている場合は、添付すること
	20 利用者や家族、他機関からの苦情に対して、迅速に対応し、記録に整理し、市への報告を行っていますか？	12	はい	いいえ	様式5 にこれまで寄せられた苦情と、その対応策を記載のこと
			／10	／10	
二包括的支援事業	21 市からの情報提供のほか、利用者、家族や他関係機関など、あらゆる把握経路から積極的に要支援者や特定高齢者の情報把握に努めていますか？	13	はい	いいえ	《工夫していること》
	22 市からの情報提供に基づき、特定高齢者に対するアセスメントを行い、介護予防対象者の状態を総合的に把握していますか？	13	はい	いいえ	
	23 上記アセスメントに基づき、実現可能な具体的な目標を設定し、効果的なプランを提案するなど、目標達成のための効果的な支援を行っていますか？	15	はい	いいえ	
	24 一人暮らし、認知症や閉じこもりなど、利用者の状況に応じた支援を行うために、関係機関との情報の共有化や連携を図るための体制が整えられていますか？	14	はい	いいえ	貴センターで支援した(している)代表的な特定高齢者事例を取り上げ、アセスメントシート、ケアプラン、担当者会議録、モニタリング記録、評価表を添付のこと
	25 定期的なモニタリングを行うとともに、目標の達成度について評価・見直しを行うと共に、介護予防事業終了後の目標設定や、介護予防の実践に向けた取り組みについて話し合っていますか？	16	はい	いいえ	
	26 高齢者クラブやボランティアなど、地域の自主的な介護予防への取り組みを支援していますか？	17	はい	いいえ	《工夫していること》
	27 新予防給付のケアプランを委託する居宅介護支援事業所の選定は公平に行っていますか？	18	はい	いいえ	《工夫していること》
	28 要支援者の十分なアセスメントを行い、状態にあった具体的な目的志向型の目標設定、実現に向けたケアプランの作成が出来ていますか？	15	はい	いいえ	
	29 定期的なモニタリングと評価を実施し、ケアプランの見直しを行うなど、状態の改善に向けた支援を行っていますか？	16	はい	いいえ	貴センターで支援した(している)代表的な予防給付事例を取り上げ、アセスメントシート、ケアプラン、担当者会議録、モニタリング記録、評価表を添付のこと
	30 介護予防サービスの依頼にあたっては、利用者の希望を重視しつつ、公平・中立に事業所を選定していますか？	18	はい	いいえ	《工夫していること》
			／10	／10	

大項目	個別業務指針(個別業務評価内容)	評価基準関連項目	回答		回答		
二 包括的支援事業	総合相談	31 要援助者、家族、地域関係者からの相談に、迅速かつ真摯に対応していますか？	19	はい	いいえ	《工夫していること》	
		32 開所時間中に来所したかたについては、いつでも対応ができる体制を整えていますか？	19	はい	いいえ	《職員が出払ってしまう場合の対応》	
		33 支援を必要とする高齢者を把握するため、積極的な訪問活動に努めていますか？	20	はい	いいえ	《工夫していること》	
		34 保健・医療・介護の関係機関、民生委員、町内会等の地域住民と連携を深めるための、体制づくりができていますか？	21	はい	いいえ	《工夫していること》	
		35 情報の共有化によるチーム対応を推進し、他機関を含め、支援チームにおいてのリーダーシップを発揮していますか？	23	はい	いいえ	《工夫していること》	
				／5	／5		
	権利擁護	36 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の広報や、適切な利用に繋げるための活動を行っていますか？	24	はい	いいえ	《工夫していること》	
		37 高齢者虐待の把握に努め、迅速な事実確認、報告、措置や緊急的サービスの利用など、適切な対応・支援を行えるよう、体制を整えていますか？	25	はい	いいえ	《工夫していること》	
		38 個々の必要に応じて関係者のカンファレンスを開催（もしくは参加し）、情報の共有化、見守りネットワーク構築のための連携をとっていますか？支援に必要な社会資源の把握に努めていますか？	24,26	はい	いいえ	《工夫していること》	
		39 佐倉市高齢者虐待対応マニュアル（地域包括支援センターマニュアル）を遵守して対応していますか？	25	はい	いいえ	《工夫していること》	
		40 消費者被害等に対して、関係機関との情報の共有化を図り、適切な支援を行えるようにしていますか？	26	はい	いいえ	《工夫していること》	
				／5	／5		
	包括的マネジメント下支援	41 地区踏査、統計データなど客観的情報をもとに、地域課題を把握し、課題解決に必要なネットワークづくりに向け具体的計画を策定していますか？	27	はい	いいえ	地域ケアネットワークづくり企画書&ネットワーク事業計画書を添付のこと	
		42 地域ケアネットワーク構築への社会資源の発掘、開発に向けて地域の方々や関係機関に接し、顔の見える関係を作っていますか？	28	はい	いいえ	《顔なじみになった地区組織名》	
		43 地域ケアネットワーク構築に向け、連携のための会議の開催、もしくは既存会議への出席をしていますか？	29	はい	いいえ	様式2 に他機関連携会議開催状況を記載のこと	
		44 介護支援専門員の気づきを支援し、同様の課題が発生した時に自らの力で対応ができるよう援助、個別に指導・援助を行っていますか？	31	はい	いいえ	様式3 に個別ケース担当者会議開催状況を記載のこと	
		45 相談内容の分析等から、介護支援専門員共通の課題を把握し、研修会の開催等ケアマネジメント全般に渡る資質向上に向けた取り組みを行っていますか？	30,32	はい	いいえ	《工夫していること》	
				／5	／5		
	三 介護予防事業・任意事業	介護予防講座	46 介護予防教室を、地域全体の介護予防向上のためのツールとして、地域のサークルや自治会、福祉委員等と協力し、連携をとって実施していますか？	33	はい	いいえ	様式4に介護予防普及活動状況を記載のこと
			47 地域住民や参加者の課題・ニーズを統計データ等を活用し、客観的に分析、把握していますか？	34	はい	いいえ	《工夫していること》
			48 把握された課題解決に向けた講座内容、会場の選定、周知方法などを考慮して、効果的な実施ができましたか？	34	はい	いいえ	《工夫していること》
			49 効果を測定するためのツールを用意し、事業の評価を行っていますか？	35	はい	いいえ	《工夫していること》
			50 参加者の自主グループ化など、教室終了後も主体的に取り組むことができるよう、方向性を示唆しながら取り組んでいますか？	35	はい	いいえ	《工夫していること》
					／5	／5	
		介護者のつどい・介護者教室	51 地域の介護者が抱えている課題やニーズを統計データやアンケートを活用し、客観的に分析、把握していますか？	36	はい	いいえ	《工夫していること》
52 把握された課題の解決を図るための介護者教室、集いの企画・開催ができましたか？			36	はい	いいえ	《工夫していること》	
53 募集（周知）方法、会場選定、開催時間の設定などを考慮し、効果的な実施ができましたか？			37	はい	いいえ	《工夫していること》	
54 効果を測定するためのツールを用意し、事業の評価を行っていますか？			37	はい	いいえ	《工夫していること》	
55 参加者の負担感が軽減されたり、介護への意欲が高まるなどの変化が見受けられましたか？			38	はい	いいえ	《工夫していること》	
				／5	／5		
食サレあい配調査		56 調査書から対象者の生活実態や健康状態が把握できる調査を行っていますか？	39	はい	いいえ	《工夫していること》	
		57 担当ケアマネジャーや緊急連絡先等、不在時の安否確認に必要な情報を適宜更新していますか？	39	はい	いいえ	《工夫していること》	
				／2	／2		
住宅改修理由書作成		58 住宅改修ありきではなく、福祉用具の活用など、課題としている生活動作を改善する最良の方法を利用者と共に考えていますか？	40	はい	いいえ	《工夫していること》	
		59 的確なアセスメントにより、様々な方向から改修方法を検討し、最も適切と考えられる改修プランを提案をしていますか？	40	はい	いいえ	《工夫していること》	
		60 特定の施工業者に偏ることなく、公正・中立な情報を提供していますか？	40	はい	いいえ	《工夫していること》	
				／3	／3		

## 平成22年度佐倉市地域包括支援センター評価総括表

NO	センター名	法人名	評価基準 未満事項	講評内容	平成23年度 受託意向
1	佐倉市志津北部 地域包括支援センター	社会福祉法人 自洲会	無	評価基準全般に渡って基準を上回っており、良好な運営状況であると評価しました。 高齢者の実態把握が難しいマンション等へは、開発業者との連携を図り情報の把握に努めて下さい。 さらに質の高いサービスを目指して、今後も事業運営に取り組んでください。	有
2	佐倉市志津南部 地域包括支援センター	社会福祉法人 富裕会	無	評価基準全般に渡って基準を上回っており、良好な運営状況であると評価しました。 今後は、事務所と来所者用の駐車場が交通量の多い道路を挟んでおりますので、来所者の安全確保に充分努め、さらに質の高いサービスを目指して、今後も事業運営に取り組んでください。	有
3	佐倉市臼井・千代田 地域包括支援センター	社会福祉法人 ひまわりの里	無	肌理細かく、特色のある事業を展開しており、評価基準全般に渡って基準を上回り、良好な運営状況であると評価しました。 さらに質の高いサービスを目指して、今後も事業運営に取り組んでください。	有
4	佐倉市佐倉 地域包括支援センター	社会福祉法人 誠友会	無	評価基準全般に渡って基準を上回っており、良好な運営状況であると評価しました。 今後は、地域の多様な社会資源により積極的にアプローチを行い、地域ケアネットワークの構築に努め、さらに質の高いサービスを目指して、今後も事業運営に取り組んでください。	有
5	佐倉市南部 地域包括支援センター	社会福祉法人 愛光	無	広い圏域内で様々な地域との連携に取り組み、特に三師会との連携を図るなど、評価基準全般に渡って基準を上回っており、良好な運営状況であると評価しました。 センター内のレイアウトは再考の余地が有ると思います。スペースを有効活用し、さらに質の高いサービスを目指して、今後も事業運営に取り組んでください。	有

## 高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出について

### ●佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱（抜粋）

（検討会の開催）	
第 9 条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	
（1）高齢者福祉検討会 老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。	
（2）介護保険検討会 介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。	
2 前項の規定による検討会の委員は、別表 1 に掲げる者の中から福祉部長が選定し、7 人以内の委員をもって組織する。	
3 各検討会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。	
4 第 5 条の規定は検討会の任期について、第 6 条の規定は検討会の会長及び副会長について、第 7 条及び第 8 条の規定は検討会の会議について準用する。	
（委員謝礼金）	
第 10 条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第 2 の額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。	
（事務局）	
第 11 条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。ただし、地域密着型サービスの指定及び運営に係る所掌事項の庶務は、介護保険担当課において処理するものとする。	
2 高齢者福祉検討会の事務局は高齢者福祉担当課が、介護保険検討会の事務局は介護保険担当課が、これにあたる。	
（補則）	
第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。	

別表第 1

推進懇話会	分野	選 出 区 分	定数 14 人	備 考
	医療	1	医師	1 名
2		歯科医師	1 名	
福祉	3	社会福祉協議会	1 名	
	4	民生委員児童委員	1 名	
	5	ボランティア団体	1 名	
	6	高齢者クラブ	1 名	
介護	7	施設介護サービス事業者	1 名	
	8	在宅介護サービス事業者	1 名	
市民	9	公募市民（1号被保険者・女性）	1 名	
	10	公募市民（2号被保険者・女性）	1 名	
	11	公募市民（20歳以上の女性）	1 名	
	12	公募市民（1号被保険者・男性）	1 名	
	13	公募市民（2号被保険者・男性）	1 名	
学識	14	学識経験者	1 名	

別表第 2

区 分		謝礼金の額
推進懇話会	会 長	日 額 8,100 円
	副 会 長	日 額 7,600 円
	委 員	日 額 7,600 円

## 高齢者福祉検討会及び介護保険検討会の委員選出について

### ●検討会の設置に係る事務局案

#### 1. 高齢者福祉検討会 (7名)

(敬称略)

分野	選出区分	氏名
福祉	3 社会福祉協議会	かねさか まこと 兼坂 誠
	4 民生委員児童委員	けんち ひらこ 鋸地 平子
	5 ボランティア団体	こしかわ かずみ 越川 和美
	6 高齢者クラブ	とりづか きみこ 鳥塚 キミ子
市民	9 公募市民(1号被保険者・女性)	はまだ はるみ 濱田 はるみ
	12 公募市民(1号被保険者・男性)	あしざき とおる 芦崎 徹
	13 公募市民(2号被保険者・男性)	のしろ ゆたか 能代 裕

#### 2. 介護保険検討会 (7名)

(敬称略)

分野	選出区分	氏名
医療	1 医師	ふじわら けいご 藤原 敬悟
	2 歯科医師	はかりや ひさお 秤屋 尚生
介護	7 施設介護サービス事業者代表	うちかわ ひろあき 内川 浩明
	8 在宅介護サービス事業者代表	おおの てつよし 大野 哲義
市民	10 公募市民(2号被保険者・女性)	なかがわ きぬこ 中川 絹子
	11 公募市民(20歳以上の女性)	ときえ ひろみ 時得 ひろみ
学識	14 学識経験者	まつやま たけし 松山 毅